

# パブリック・コメント及び市民報告会の市民の意見を踏まえて修正した 福島市議会基本条例（素案）・逐条解説

## 目次

### 前文

第一章 総則（第1条－第3条）

第二章 議会及び議員の活動原則（第4条・第5条）

第三章 災害対応（第6条・第7条）

第四章 議会運営（第8条－第14条）

第五章 市民及び議会の関係（第15条－第17条）

第六章 議会及び行政の関係（第18条－第21条）

第七章 自由討議の推進（第22条－第24条）

第八章 議会の機能強化（第25条－第29条）

第九章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第30条－第32条）

第十章 最高規範性及び見直し手続（第33条・第34条）

### 附則

二代表制の一翼を担う存在として地方議会は、地方分権型社会の進展を踏まえ、真の地方自治の実現を追求し、市政の発展及び市民福祉の向上を目指すために、その機能を最大限に発揮しなければならない。

福島市議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市長その他の執行機関に対して監視及び評価を行うとともに、議会の体制の充実及び立法機能の強化を図り、政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。

福島市議会は、議会、行政及び市民との関係を明確にし、議会活動への市民参加の機会を多様に設定し、議会の公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、市民にわかりやすく市民に開かれた議会運営を目指し、市民の負託に全力で応えていくことを決意し、日本国憲法及び地方自治法の下、議会の基本理念、議会及び議員の責務及び活動原則等を定めるため、議会の最高規範となるこの条例を制定する。

#### 【用語解説】

「二代表制」とは

地方公共団体では、執行機関である地方公共団体の長と議決機関である議会の議員をともに住民が直接選挙で選ぶ制度をとっており、これを二代表制といいます。

二代表制の特徴は、地方公共団体の長と議会がともに住民を代表する独立・対等の機関であるということです。

「議決機関」とは

地方公共団体における「議決機関」とは、条例の制定その他、地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、議決をすることにより意思決定する権能を有する地方公共団体の機関をいいます。

「執行機関」とは

地方公共団体における「執行機関」とは、「地方公共団体の長と委員会又は委員（教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会）」をいいます。

「政策立案」とは

議会が、市の課題解決を図るため、議会の立法機能を活用し、議員提案で条例を制定するなど具体的な政策を実現することです。

「政策提言」とは

議会が、市の課題解決を図るために、必要な政策を市長その他の執行機関に対し提言することです。

第一章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、議会及び議員の責務及び活動原則等、議会に関する基本的事項を定め、合議制の機関である議会の役割を明確にすることにより、市民の負託に的確に応え、もって市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

【趣旨】

□本条は、この条例の制定の目的を明らかにしたものです。

【解説】

□前文でうたったこの基本条例の制定の趣旨と決意を踏まえ、市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的として定めたものです。

【用語解説】

「合議制の機関」とは

議会のように複数の人の合議によって意思決定を行う機関のことです。

(基本理念)

第2条 議会は、二代表制の下、公平性、公正性及び透明性を高め、市民に開かれた議会運営を実現し、議員間の自由闊達な議論及び討議を行い、広く市民の意思及び市政の課題を的確に把握するとともに、政策形成能力の向上を図り、政策立案及び政策提言を積極的に行い、市民の信頼及び負託に応えるものとする。

【趣旨】

□本条は、この条例の基本理念を明らかにしたものです。

**【解説】**

□議会は、市民から直接選挙により選ばれた議員で構成する合議制の代表機関として、市民に開かれた議会運営を実現し、市民の信頼と負託に応える議会を目指すものです。

(基本方針)

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- (1) 市民が積極的に議会に参加するためには、議会活動の公開が前提となることから、公平性、公正性及び透明性を高めるとともに、議会活動への市民参加の機会を多様に設定し、市民に開かれた議会の実現を目指すこと。
- (2) 二元代表制の下、合議制の機関としての特性を生かし、議員間の自由闊達な議論及び討議を行うことにより、多様な意見の中から市政の課題に対する論点及び争点を明確にし、合意形成を図る議会の実現を目指すこと。
- (3) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との緊張ある関係を保ちながら、議会の体制の充実及び立法機能の強化を図り、政策立案及び政策提言を積極的に行い、市民の意思を的確に市政に反映させる議会の実現を目指すこと。

**【趣旨】**

□本条は、この条例の基本方針を明らかにしたものです。

**【解説】**

- 前条の基本理念を実現するため、議会が目指す3つの方向性について定めたものです。
- 第1号は、「市民に開かれた議会」について定めたものです。
- 第2号は、「議員間の自由闊達な議論、討議を行う議会」について定めたものです。
- 第3号は、「政策立案や政策提言を積極的に行う議会」について定めたものです。

## 第二章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第4条 議会は、前条の基本方針にのっとり、市民に開かれた議会を目指すとともに、議員間の自由闊達な議論及び討議を行い、合意形成に努めるものとする。

- 2 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市長等に対する監視機関としての責任を認識し、市の基本的な政策決定、市政の監視及び評価、政策立案並びに政策提言を行う機能を十分に果たすよう運営を行うものとする。
- 3 議会は、市民参加の機会を多様に設定し、市民の多様な意見を的確に把握し、政策立案及び政策提言の強化に努めるものとする。
- 4 議会は、議決責任を深く認識し、市民に対して情報提供及び情報公開を積極的に推進するとともに、説明責任を果たすものとする。

**【趣旨】**

□本条は、基本条例に定める議会の責務を全うし、前条に掲げる基本方針を達成するための議会

の基本的な活動原則を定めたものです。

**【解説】**

□第1項は、基本方針で定めた市民に開かれた議会を目指し、議員間の自由闊達な議論及び討議を行い、合意形成に努めることを定めたものです。

□第2項は、議会が、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市長等に対する監視機関としての責任を認識し、市の基本的な政策決定、市政の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言を行う機能を十分に果たすよう運営を行うことを定めたものです。

□第3項は、議会が、議会報告会など多様な市民参加の機会を設定し、それらを通じて市民の意見を把握し、その意見を市政や議会運営に反映させるために、政策立案及び政策提言の強化に努めることを定めたものです。

□第4項は、議会が、議決責任を深く認識することで、市民に対して、情報提供及び情報公開を積極的に推進すること及び市民への説明責任を果たすことを定めたものです。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、市民の負託を受けた市民の代表であることを常に自覚し、議員として必要な資質の向上に努め、議会の構成員としての役割及び責任を誠実に果たすとともに、自らの議会活動について、市民への説明責任を果たすものとする。

2 議員は、議会の構成員として、市政全体を見据え、積極的な調査研究活動を通じて、市民福祉の向上を目指して活動するものとする。

3 議員は、言論が議会活動の基本であること及び議会が合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由闊達な議論及び討議を尊重するものとする。

4 議員は、市民の多様な意見を的確に把握し、政策立案及び政策提言の強化に努めるものとする。

**【趣旨】**

□本条は、前条に規定した議会の活動原則を踏まえ、議員としての基本姿勢と議会活動における原則を定めたものです。

**【解説】**

□第1項は、議員が、市民の負託を受けた市民の代表であることを常に自覚し、議員として必要な資質の向上に努めるとともに、複数の議員で構成された合議制の機関である議会の構成員としての役割と責任を誠実に果たしていくこと、議会活動や市政に対する自身の考えについて、市民への説明責任を果たすことを定めたものです。

□第2項は、議員が、議会の構成員として、地域等の個別の課題だけではなく、市政全体を見据え、積極的な調査研究活動を通じて、市民福祉の向上を目指して活動することを定めたものです。

□第3項は、議員が、多様な意見の中から市政の課題に対する論点及び争点を明確にするため、議員間の自由闊達な議論及び討議を尊重することを定めたものです。

□第4項は、議員が、市民の代表として市政の課題に対する市民の多様な意見を的確に把握し、政策立案及び政策提言等の強化に努めることを定めたものです。

### 第三章 災害対応

#### (災害時における議会の活動)

第6条 議会は、市民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害（以下この章において単に「災害」という。）が発生した場合は、市民及び地域の状況を的確に把握し、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう、体制の整備に努めるものとする。

2 前項の場合において、議長は、議会としての対応策を協議又は調整するための会議を必要に応じて開催するものとする。

3 議会は、災害の状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対する情報提供、提言等を行い、かつ、関係機関に対する要請を行うものとする。

4 議会は、前項の調査により得られた情報に基づき市民への情報提供を積極的かつ適切に行うものとする。

#### 【趣旨】

□本条は、東日本大震災の被災地としての経験・教訓を踏まえ、大規模災害時において、被災市民の救援と災害復旧のために、非常事態に即応した議会の活動方針について定めたものです。

#### 【解説】

□災害時における議会の活動は、次のとおりです。

- 1、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるための体制の整備
- 2、議会としての対応策を協議又は調整するための会議等の開催
- 3、災害の状況調査と市民の意見及び要望の把握、市長等に対する情報提供や提言等及び関係機関等に対する要請
- 4、市民への積極的かつ適切な情報提供

□市議会及び議員の災害対応方針については、別に定めます。

#### (災害時における議員の活動)

第7条 議員は、災害が発生した場合は、議会の災害対応の方針に基づき、必要な役割を果たすものとする。

#### 【趣旨】

□本条は、災害時における議員の対応方針について定めたものです。

#### 【解説】

□議員は、前条の規定により活動するとともに、議員個人としての活動は、議会の災害対応の方針に基づき、必要な役割を果たすものとします。

### 第四章 議会運営

#### (民主的かつ効率的な議会運営)

第8条 議会は、議員平等の原則による民主的な運営を基本とし、加えて効率的な運営を行わなければならない。

2 議会は、市民に分かりやすい言葉及び表現の方法を用いた議会運営に努めるものとする。

- 3 本会議において、代表質問は総括質問方式で行い、一般質問、関連質問及び議案質疑は一問一答方式で行うものとする。

**【趣旨】**

□本条は、民主的な運営を基本とし、効率的な議会運営に関することについて定めたものです。

**【解説】**

□第1項は、議会運営は公平・公正が前提であるとともに効率的な運営が求められます。効率優先により民主的な議会運営が阻害されてしまうことのないよう、「民主的」と「効率的」を併記して定めたものです。

□第2項は、専門用語や難解な表現をなるべく使用せず、会議を傍聴している市民に分かりやすい言葉や表現の方法を用いることを定めたものです。

□第3項は、本会議において、代表質問は、まず議員が通告した質問事項を全部述べ、その後まとめて答弁を求める方式である総括質問方式で行い、一般質問、関連質問、議案質疑は通告した質問事項について一問ごとにその都度答弁を求めることを繰り返す方式である一問一答方式で行うことを定めたものです。

(議会の会期)

第9条 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第102条の2の規定により会期を通年とする。

- 2 議会の会期を通年とする必要な事項は、別に条例で定める。

**【趣旨】**

□本条は、議会の会期について定めたものです。

**【解説】**

□第1項は、議会は、法第102条の2の規定により会期を通年と定めたものです。

通年の会期とは、定例会や臨時会の区分を設けず、毎年、通年とするための条例で定める日から翌年の当該日の前日までの(1年間)を会期とするものです。

□第2項の会期を通年とするための必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

(議長の責務及び役割)

第10条 議長は、中立かつ公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

- 2 議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。  
3 前2項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合に準用する。

**【趣旨】**

□本条は、議長の責務と役割について定めたものです。

**【解説】**

□第1項、第2項は、議長が議事整理権や議会代表権など権限を有し、中立・公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営に努めることを定めたもの

です。

□第3項は、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは副議長が議長の職務を行うことを定めたものです。

(委員会の適切な運営)

第11条 議会は、市政の課題に対応するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の専門性及び特性を考慮した上で委員会を適切に活用するものとし、委員会は、その専門性及び特性が十分に発揮できるよう運営するものとする。

2 議会は、委員会の委員を選任するときは、議員が公平かつ公正に選任されるような方法の確保に努めなければならない。

3 委員会は、議会としての合意形成を図るため、委員間における自由討議を尊重するとともに、委員会の審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

4 常任委員会は、各所管に属する事務に関する調査を積極的に行うよう努めるものとする。

5 委員会は、必要があると認めるときは、議事堂以外の場所において委員会を開催することができる。

6 委員長は、中立かつ公正な立場で、民主的かつ効率的な議事の運営に努め、委員会の議事を整理し、秩序を保持しなければならない。

7 委員長は、調査又は審査を行うに当たっては、その委員会の専門性及び特性を発揮させるとともに、委員間の自由な討議が積極的に行われるよう委員会を運営しなければならない。

#### 【趣旨】

□本条は、委員会の適切な運営に関することについて定めたものです。

#### 【解説】

□第1項は、議会が、市政の諸課題に迅速かつ的確に対応するため、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会）のもつ専門性と特性を生かし、また、委員会のその機能が十分に発揮できるように適切に運営することを定めたものです。

なお、委員会の特性としては、本会議の下審査機関として、専門的な立場から詳細かつ効率的な審査を行うものです。

□第2項は、委員会委員を選任するときは、公平・公正に選任されることを定めたものです。

□第3項は、委員会が専門性と特性を生かして、意見を調整する場であることなどを踏まえて、委員間の自由な討議を尊重し、多様な意見を出し合った上で、合意形成を図るとともに、委員会審査に当たっては、傍聴する市民にも分かりやすい議論を行うよう努めることを定めたものです。

□第4項は、常任委員会は付託された議案のみならず、各所管に属する事務に関する調査を積極的に行うよう努めることを定めたものです。

□第5項は、委員会が、地域住民に関係が深く、かつ、関心の高い事案について審査し、又は調査する場合において、必要があると認めるときは、議事堂以外の場所において委員会を開催することができることを定めたものです。

□第6項、第7項は、委員長が委員会の議事整理権を有し、中立・公正な立場で、民主的かつ効

率的な議事の運営に努めるとともに、委員会の専門性と特性を発揮させ、委員間の自由な討議が積極的に行われるように委員会運営を行うなど、委員長の責務について定めたものです。

(全員協議会及び委員協議会)

第12条 議会は全員協議会を、委員会は委員協議会を必要に応じて開催することができる。

**【趣旨】**

□本条は、全員協議会・委員協議会について定めたものです。

**【解説】**

□全員協議会・委員協議会について必要な事項は、別に定めます。

(会派)

第13条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、主として政策等に関して同一の理念を共有する議員で構成するものとする。
- 3 会派は、その活動において、政策立案及び政策提言を行うための調査研究を積極的に行うよう努めなければならない。
- 4 会派は、議会運営、政策立案及び政策提言に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めなければならない。
- 5 会派は、その活動について、市民に対して説明するよう努めなければならない。
- 6 議長は、必要に応じて会派の代表者による会議を開催することができる。

**【趣旨】**

□本条は、会派の定義・役割について定めたものです。

**【解説】**

- 第1項は、議員が会派を結成することができることを定めたものです。
- 第2項は、会派が、政策等に関して同一の理念を共有する2名以上の議員で構成するものと定めたものです。
- 第3項は、会派が政策集団として積極的に調査研究を重ね、政策立案機能を向上させ、政策立案及び政策提言を行うことを定めたものです。
- 第4項は、政策の決定及び形成その他の議会活動について会派間で調整を行い、合意形成を図ることにより、円滑かつ効率的な議会運営を行うことを定めたものです。
- 第5項は、会派の説明責任について定めたものです。
- 第6項は、議長が、円滑な議会運営及び意見調整等のために、必要に応じて会派の代表者による会議を行うことについて定めたものです。

(政務活動費)

第14条 政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを認識し、適正に執行するとともに、政務活動費の交付を受けたものは、収支報告書等を公開し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。



2 政務活動費については、別に条例で定める。

**【趣旨】**

□本条は、政務活動費について定めたものです。

**【解説】**

□第1項は、政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため、適正に執行するとともに、政務活動費の交付を受けたものは、政務活動費の収支報告書等を公開することにより、その用途に関する市民に対する説明責任を果たし、透明性の確保に努めることを定めたものです。

□第2項の政務活動費に関することについては、「福島市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第3号）」で定めます。

第五章 市民及び議会の関係

（会議の公開）

第15条 議会は、本会議及び委員会を原則として公開で行うものとする。

2 議会は、自ら開催する各種会議を公開するよう努めなければならない。

**【趣旨】**

□本条は、市民に開かれた議会とするための会議の公開について定めたものです。

**【解説】**

□第1項は、議会の情報を公開し、市民との情報共有を図るとともに、透明性の確保等の観点から、秘密会とする場合などを除き、本会議や常任委員会、特別委員会を原則として公開で行うことを定めたものです。また、より開かれた議会とするため、傍聴手続の簡素化に努めます。

□第2項は、本会議、委員会以外についても議会が開催する会議は、公開するよう努めることを定めたものです。

（情報の共有及び公開並びに議決に対する説明責任）

第16条 議会は、開かれた議会を目指すため、市民との情報の共有及び積極的な情報公開を進めるとともに、市民への説明責任を果たすものとする。

2 議会は、議会活動及び市政に関する情報を市民と共有するため、議会報告会を開催するものとする。

3 議会は、市議会だより及び市議会ホームページにより議会活動についての情報を分かりやすく、かつ、積極的に周知するとともに、情報通信の技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することにより、さらに多くの市民が議会及び市政に対して関心を持つよう広報活動に努めなければならない。

4 議会は、市民の知る権利を保障し、福島市情報公開条例（平成10年条例第1号）の定めるところにより、議会が保有する情報を市民の求めに応じて、原則として公開しなければならない。

5 議会は、議案、委員会の審査等に関する資料について、公開するよう努めるものとする。

6 議会は、議決に対する説明責任を果たすうえで、議案、請願及び陳情に対する議員個人の賛否の意思表示の状況について、公表するよう努めなければならない。

7 議会は、広報紙等の充実、市民との情報共有の推進等を充実させるための組織の設置に努めなければならない。

**【趣旨】**

□本条は、市民との情報の共有、積極的な情報公開、市民への説明責任について定めたものです。

**【解説】**

□第1項は、より開かれた議会を目指すため、議会における市民との情報の共有及び情報の公開や、市民への説明責任について定めたものです。

□第2項は、議会が、市民との信頼関係を確保するには、市民への説明責任を果たし、議会活動や市政に関する情報を市民と共有することが必要なため、議会は、自らが地域に出向き、直接市民に対し、議会で行われた議案等の審査における議論の経過や審査結果等の内容について報告する議会報告会を開催することについて定めたものです。

□議会報告会に関することについては、別に定めます。

□第3項は、市議会だよりや市議会ホームページにより、議会活動についての情報を分かりやすく積極的に周知するように努めることを定めたものです。

また、インターネット等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することにより、さらに多くの市民が議会や市政に対して、関心を持つよう広報活動に努めることについて定めたものです。

□第4項は、議会が、情報公開の実施機関の一つとして市民の知る権利を保障し、福島市情報公開条例（平成10年条例第1号）の規定に基づき、議会が保有する情報を市民の求めに応じて、原則として公開することを定めたものです。

□第5項は、議案や委員会審査等に関する資料等の公開について定めたものです。

□第6項は、議会が、議決に対する説明責任を果たすとともに、市民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組むうえで、各議案、請願・陳情に対する議員個人の賛否の意思表示の状況について、市議会だより、市議会ホームページ、会議録等での公表に努めることについて定めたものです。

□第7項は、議会は、広報紙等の充実、市民との情報共有の推進等を充実させるための組織を設置するよう努めることを定めたものです。

**【用語解説】**

「請願」とは

議会に対し、市民等が意見や要望を文書にして提出したものであり、議会は受理をした請願については、採択としないか不採択とするかの意思決定をすることとなります。

なお、提出にあたっては、議員の紹介が必要です。

「陳情」とは

議会に対し、市民等が意見や要望を文書にして提出したものであり、議会は受理した陳情については、原則として請願と同様に意思決定をいたします。

なお、請願と異なり、提出にあたって議員の紹介は不要です。

(市民参加の推進)

- 第17条 議会は、市民との連携を推進し、市政の課題に柔軟に対処するため、市民参加の機会及び市民の意見を市政に反映させる機会を確保しなければならない。
- 2 議会は、市民との意見交換及び意見聴取の場を多様に設けることができる。
- 3 議会は、広く市民の意見及び知見を審議等に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の積極的な活用に努めなければならない。
- 4 議会は、請願及び陳情の審議等に当たっては、必要に応じて請願及び陳情の提出者の意見を聴くことができる。
- 5 議会は、市政に関する基本的な政策等の策定に当たり、市民が意見を提出する機会として、パブリック・コメントを行うことができる。

**【趣旨】**

□本条は、市民参加の推進について定めたものです。

**【解説】**

□第1項は、議会が市民との連携を推進し、市民の意見を市政に反映させる機会を確保しなければならないことを定めたものです。

□第2項は、議会が、市民との意見交換や意見聴取の場を多様に設けることについて定めたものです。

□第3項は、議会が、議案や請願・陳情及び所管事務に係る調査の参考とするとともに、広く市民の意見及び知見を審議等に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の積極的な活用に努めることを定めたものです。

□第4項は、議会が、市民参加の推進という観点から、請願・陳情の審議等に際し、必要に応じて請願・陳情の提出者による詳細な説明を聴くことができることを定めたものです。

□第5項は、市政に関する基本的な政策等の策定に当たり、素案を示し市民が意見を提出する機会として、パブリック・コメント（市民意見公募手続）を行うことができることを定めたものです。

パブリック・コメントの実施に関することについては、別に定めます。

**【用語解説】**

「公聴会制度」とは

議会が重要な議案や、請願・陳情について審査するときに、公募した利害関係者や学識経験者等から意見を聴く制度です。

「参考人制度」とは

議会が、市の事務に関する調査または審査のため、利害関係者や学識経験者等に出席を求め、意見を聴く制度です。

第六章 議会及び行政の関係

(議会及び議員並びに市長等の関係)

- 第18条 議会は、市長等との緊張ある関係を保ちながら、独立かつ対等の立場において、市長等

に対して監視及び評価を行うものとする。

- 2 議員は、二元代表制の観点から、法令等に特別の定めがある審議会並びに審議会等の設置の目的及び構成員が広域にわたるもの以外の審議会等の委員には原則として就任しないものとする。
- 3 議会は、必要に応じて市長等に対して会議等への出席を要請するものとする。
- 4 本会議又は委員会において、議員の質問及び質疑に対し答弁をする者は、論点を明確にして議論を深める目的で、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。
- 5 市長等は、本会議において可決された附帯決議の趣旨を尊重するよう努めるものとする。
- 6 市長等は、議会が採択した請願及び陳情のうち、議会が市長等において措置することが適当と認めるものについて、その趣旨を実現するよう努めるものとする。
- 7 議会は、前項の市長等において措置することが適当と認める請願及び陳情に関する処理の経過及び結果について報告を求めるものとする。

#### 【趣旨】

□本条は、議会及び議員と市長等との関係について定めたものです。

#### 【解説】

□第1項は、議会が議決という機能の他に、市長等に対し、監視・評価を行うことについて定めたものです。

□第2項は、議会が執行機関に対して、議決機関の立場にあるため、法令等に特別の定めがあるものや、当該審議会等の設置目的及び構成員が広域にわたるもの以外の審議会等の委員には、原則就任しないことを定めたものです。

□第3項は、議会が、必要に応じて市長等に対して会議等への出席を要請することについて定めたものです。

□第4項は、議員の質問及び質疑に対し、論点を明確化し議論を深める目的で、市長等が反問することができることを定めたものです。

反問とは、本会議や委員会において、市長等が、議員からの質問や質疑に対して答弁を行うに当たり、質問や質疑の内容が不明確であった場合、市長等がその議員に対して、質問の趣旨の確認をすることができるよう定めたものです。

また、反問には議員の考え方を問い返したり、対案の提示を求める反論も含まれます。

□第5項は、市長等は議会から付された附帯決議の内容を尊重するよう努めることを定めたものです。

□第6項は、議会として採択した請願・陳情のうち、市の事務に関わるものについては、市長等がその趣旨の実現に努めることを定めたものです。

□第7項は、前項の請願及び陳情のうち、市の事務に関わるものについては、対応の経過及び結果について議会へ報告を求めることを定めたものです。

#### 【用語解説】

「附帯決議」とは

予算や条例などの議案が可決される場合に付される、当該議案の施行にあたり議会としての意見や要望を表明する決議のことです。

なお、法的な拘束力はありません。

(重要な政策等の説明)

第19条 議会は、市長が提案する議案について、審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長等に対して、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

2 議会は、市長等が、重要な政策等について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、又は変更するときは、市長等に対して、議会の意見及び政策提言の趣旨を尊重すること並びに重要な政策等に関する内容の説明を求めるものとする。

**【趣旨】**

□本条は、重要な政策等の説明について定めたものです。

**【解説】**

□第1項は、議会は、市長が議案を提案しようとするときは、議会での審議に必要な情報として、説明を市長等に求めることを定めたものです。

□第2項は、市長等が、議案以外の重要な政策等について、基本方針、素案その他これらに類するものを作成し、若しくは変更するときは、議会が、市長等に対して、議会の意見や政策提言の趣旨を尊重することや、重要な政策等に関する内容の説明を求めることについて定めたものです。

(説明資料の要求)

第20条 議会は、議案等の審議、市長等に対する監視及び評価、政策立案並びに政策提言を行うため、市長等に対して、議会が必要とする資料の提供を求めることができる。

2 議会は、市長が予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、可能な限り、市長等に対して、議会が必要とする資料の提供を求めることができる。

**【趣旨】**

□本条は、説明資料の要求について定めたものです。

**【解説】**

□第1項は、議会が、議案等の審議並びに市長等に対しての監視及び評価、政策立案及び政策提言等を行うため、市長等が保有している情報の提供を求めることができることについて定めたものです。

□第2項は、議会が予算及び決算に関する議案等の審議に当たっては、可能な限り、議会が必要とする資料の提供を求めることを定めたものです。

(議決事件の拡大)

第21条 議会は、二代表制の下での議会の役割を果たすため、法第96条第2項の規定に基づく議決事件の拡大について検討するものとする。

2 法第96条第2項の規定に基づく議会が議決すべき事件については、別に条例で定める。

**【趣旨】**

□本条は、議決事件の拡大の検討を図り、議会の監視機能、調査機能などを高めて、議会の責任

を果たすことを定めたものです。

**【解説】**

□議会は、重要な計画等の策定について、計画策定時から議会意見の反映を可能とするとともに、議会の行政に対する監視機能の強化につなげるため、議決事件を拡大することについて検討することについて定めたものです。

また、議決事件の追加は、「地方自治法第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例（平成22年条例第29号）」で定めます。

**【用語解説】**

「議決事件」とは

条例の制定や改正・廃止、予算の議決、決算の認定など地方公共団体の議会が議決しなければならない事件を「議決事件」といいます。地方自治法第96条第1項で規定しています。

また、同条第2項では、地方公共団体に関する事件で議会が議決すべきものを条例により定めることができるという規定があります。

## 第七章 自由討議の推進

（議員間の自由討議）

第22条 議会は、本会議及び委員会において、論点及び争点を明らかにすることにより合意形成を図るため、議員間の言論を尊重し、自由討議を重視した運営に努めなければならない。

**【趣旨】**

□本条は、議員間の自由討議について定めたものです。

**【解説】**

□議会は、本会議及び委員会において、議案等の審議、審査又は調査に当たり結論を出す場合においては、議員間の討議により議論を尽くして、論点及び争点を明らかにすることにより合意形成を図るため、議員間の言論を尊重し、自由討議を重視した運営に努めることを定めたものです。

（政策討論会）

第23条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催するものとする。

**【趣旨】**

□本条は、政策討論会について定めたものです。

**【解説】**

□議会が、政策立案及び政策提言を推進するため、特定のテーマを設定し討論により共通認識の醸成及び合意形成を図ることを定めたものです。

政策討論会に関することについては、別に定めます。

（政策立案及び政策提言の推進）

第24条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、議員間による討議を尽くし、政策立案機能の

強化に努め、市長等に対する政策立案及び政策提言を積極的に行うものとする。

- 2 議員及び委員会は、議会の立法機能の充実及び強化並びに政策水準の向上を図り、積極的な条例提案を行うよう努めなければならない。
- 3 議会は、審議の充実及び議会による政策形成機能の強化を図り、市の直面する重要課題に対応するため、専門的な知識及び学識経験を有する者等の知見を積極的に活用するものとする。

**【趣旨】**

□本条は、政策立案及び政策提言の推進について定めたものです。

**【解説】**

□第1項は、議会が、市の政策水準の向上を図るため、議員間による討議を尽くし、政策立案機能の強化に努め、条例や予算等の議案をはじめ、市の政策について、議会としての対案、修正案、決議、議員の一般質問等の手法により、市長等に対する政策立案及び政策提言を積極的に行うことについて定めたものです。

□第2項は、議会の立法機能の充実、強化等について定めたものです。

□第3項は、議会における自主的な審議の充実及び議会による政策形成機能の強化を図り、市の直面する重要課題に対応するため、法第100条の2の規定に基づき、専門的な知識及び学識経験を有する者等の知見を積極的に活用することを定めたものです。

第八章 議会の機能強化

(議会改革の推進)

第25条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革を推進する組織を設置するものとする。

- 2 議会は、議会制度に係る法令等の改正等があった場合又は議案の審議、議会の運営若しくは市政の課題に関する協議、調整若しくは調査のために必要があると認める場合には、必要な組織を設置することができる。

**【趣旨】**

□本条は、議会改革の推進について定めたものです。

**【解説】**

□第1項は、議会改革を継続的に取り組むため、議会改革を推進する組織を設置することについて定めたものです。

□第2項は、議会が、必要があると認めた場合は、目的に応じた特別委員会や検討会など必要な組織を設置することができることを定めたものです。

□設置する組織に関する必要な事項は、別に定めます。

(議員研修の充実及び強化)

第26条 議会は、議員の政策立案及び政策提言に係る能力の向上のため、議員の研修の充実及び強化を図るものとする。

**【趣旨】**

□本条は、議員研修の充実及び強化について定めたものです。

**【解説】**

□議会は、議員の政策立案及び政策提言能力の向上を目的として、議員研修の充実及び強化を図っていくことを定めたものです。

また、市政の課題に関する調査が必要であると認めた場合は、広く各分野から学識経験を有する者等による研修を行うことができるものとします。

(議会事務局の機能強化及び体制整備)

第27条 議会は、市長等への監視機能、政策立案機能及び政策提言機能を高めるため、議会事務局の機能強化及び組織体制の充実に努めるものとする。

**【趣旨】**

□本条は、議会事務局の機能強化及び体制整備について定めたものです。

**【解説】**

□議会の政策立案機能等の向上や議会活動を円滑かつ効率的に進めるため、その活動を補助する議会事務局の調査及び政策法務機能の充実を図り、体制の整備に努めることを定めたものです。

(議会予算の確保)

第28条 議会は、議決機関としての機能を充実するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

**【趣旨】**

□本条は、議会予算の確保について定めたものです。

**【解説】**

□議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議決機関としての機能を充実するため、議会基本条例の規定を実行するに当たり、必要な予算の確保に努めることを定めたものです。

(議会図書室の機能強化)

第29条 議会は、議員の調査研究に資するため、図書の実を充実を図るとともに議会図書室を適正に管理し、及び運営し、その機能の強化に努めるものとする。

**【趣旨】**

□本条は、議会図書室の適正な管理運営及び機能の強化について定めたものです。

**【解説】**

□議会図書室を法第100条第18項の規定に基づき、議員の調査研究のために、議会に設置するものとし、議会図書室の適正な管理運営と機能の強化に努めることを定めたものです。



(議員の政治倫理)

第30条 議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、市民の代表として、良心及び責任感を持ってその責務を果たすとともに、品位を保持し、識見を養うよう努めるものとする。

2 議員の政治倫理については、別に条例で定める。

**【趣旨】**

□本条は、議員の政治倫理について定めたものです。

**【解説】**

□第1項は、議員が、市民の負託に応えるため、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないなど、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、市民の代表として、良心と責任感を持ってその責務を果たすとともに、品位を保持し、識見を養うよう努めることについて定めたものです。

□第2項は、政治倫理に関する条例を制定することについて定めたものです。

(議員定数)

第31条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民又は学識経験を有する者からの客観的な意見を参考にするものとする。

2 議員定数の基準は、人口、面積、財政状況及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定するものとする。

3 議員定数を定めた条例の改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、議員又は委員会が提出するものとする。

4 議員の定数については、別に条例で定める。

**【趣旨】**

□本条は、議員定数について定めたものです。

**【解説】**

□第1項は、議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民や学識経験を有する者からの客観的な意見を参考に検討することを定めたものです。

□第2項は、議員定数の基準について定めたもので、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定いたします。

□第3項は、定数の改正が市民からの直接請求による場合と、市長の提案権による場合を除いて、議員又は委員会が、市民への説明責任を果たすため、明確な改正理由を付して提出することを定めたものです。

□第4項の議員定数については「福島市議会議員定数条例(平成14年条例第15号)」で定めます。

(議員報酬)

第32条 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民又は学識経験を有する者からの客観的な意見を参考にするものとする。

- 2 議員報酬を定めた条例の改正議案は、市民の直接請求があった場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由の説明を付して、議員又は委員会が提出するものとする。
- 3 議員の報酬については、別に条例で定める。

**【趣旨】**

□本条は、議員報酬について定めたものです。

**【解説】**

□第1項は、議員報酬が議員活動への対価であり、その改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民や学識経験を有する者からの客観的な意見を参考に検討することを定めたものです。

□第2項は、議員報酬の改正が市民からの直接請求による場合と、市長の提案権による場合を除いて、議員又は委員会が、市民への説明責任を果たすため、明確な改正理由を付して提出することを定めたものです。

□第3項は、議員報酬については「議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和31年条例第22号)」で定めます。

第十章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第33条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定、改廃並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

- 2 議会は、法令を遵守するとともに、議会に関する法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し適正に行わなければならない。

**【趣旨】**

□本条は、この条例が議会の基本となる条例であり、議会における最高規範であること定めたものです。

**【解説】**

□第1項は、この条例が議会の基本となる最高規範であることから、議会に関する他の条例や規則、規程等を制定及び改廃する場合は、この条例との整合を図らなければならないことを定めたものです。

□第2項は、議会に関する法令の解釈及び運用に当たり、拡大解釈などの恣意的な解釈をするのではなく、この条例の趣旨を尊重し、適正に行うことを定めたものです。

(見直し手続)

第34条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検討するものとする。

2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の改正その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 議会は、前項の規定によりこの条例を改正するときは、必要に応じて市民の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

**【趣旨】**

□本条は、この条例の見直し手続について定めたものです。

**【解説】**

□第1項は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検討することを定めたものです。

□第2項は、この条例の見直し手続について定めたものであり、議会は、市民の意見や社会情勢の変化等を十分考慮し、必要に応じて条例の改正などの措置を講じていくものです。

□第3項は、議会は、前項の規定よりこの条例を改正するときは、必要に応じて市民の意見を聴くためにパブリック・コメント等の必要な措置を講ずることを定めたものです。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。